

熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例

(令和7年3月26日条例第26号)

熊本県は、500年以上のいぐさ栽培の歴史を有する日本一の産地として、畳文化を守り支えており、いぐさといえは熊本県産が代表的なものとして広く認知されている。

いぐさ・畳に関する伝統と文化は、国民の生活に深く浸透し、心豊かな生活の実現に重要な役割を担ってきた。

また、いぐさ畳表の持つ、空気浄化・湿度調整機能及びリラックス・安眠効果などの優れた機能性は、現代においても健やかな生活を提供している。

一方で、国産いぐさ・畳産業を取り巻く状況は、住まいの洋風化志向の高まりなどによる畳需要の減少や外国産畳表及び工業畳表との競合、専用機械の製造中止、資材価格の高騰等により厳しさを増しており、国産いぐさ産地の存続が危ぶまれている。

このような状況の中、熊本県のいぐさ・畳に係る伝統文化を守り、技術を継承していくためには、関係者の自助努力はもちろん、意欲ある生産者や関連事業者を県全体で支援していくことが重要である。

今後、県、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民が一体となっていぐさ産地を守り、畳に関する伝統と文化を将来へ繋いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産いぐさ・畳産業の振興を図るための措置を講じることにより、本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 いぐさ・畳産業の振興は、日本の伝統文化の維持・継承・発展に寄与し、郷土のいぐさ・畳文化への県民の理解を深め、将来へと繋いでいくことを旨として推進されなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村 県内市町村をいう。
- (2) 生産者 県内でいぐさ・畳表を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (3) 生産市町村 区域内にいぐさ・畳表の生産者が存する市町村をいう。
- (4) 関係団体 生産市町村の区域内に存する農業協同組合のほか、い業の振興のために組織された団体をいう。
- (5) 事業者 いぐさ・畳表及び畳の流通・販売を行う事業者、い業に必要な資材や専用機械の製造・修理・メンテナンス等を行う事業者、その他いぐさ・畳に関わる事業者及びその組織する団体をいう。

(県の役割)

第4条 県は、基本理念にのっとり、県産いぐさ・畳産業を振興していくため、市町村、

生産者、関係団体、事業者及び県民との連携を図るとともに、技術継承及び需要拡大の取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、県有施設での県産いぐさ・畳の利用を促進するよう努めるものとする。

3 県は、いぐさ・畳の振興に必要な情報の収集を行い、各種施策を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、前項の各種施策の推進に当たっては、生産者、生産市町村、関係団体、事業者及び県民との連携を図り、効果的かつ計画的に行うよう努めるものとする。

5 県は、国と連携して、生産者が安心していぐさ・畳の生産を継続できるよう、その基盤づくりに努めるものとする。

6 県は、国と連携して、各種施策の推進に必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

7 知事は、毎年度、い業振興に関する必要な施策を取りまとめ、議会に報告するものとする。

(議員の役割)

第5条 熊本県議会の議員は、基本理念にのっとり、県民の代表として、いぐさ・畳産業が郷土の産業であることに誇りを持ち、県産いぐさ・畳の利用及び普及の促進に関する取組に積極的に努めるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、各市町村有施設での県産いぐさ・畳の利用を検討するよう努めるものとする。

2 生産市町村は、前項に定めるもののほか、県、当該区域内の生産者、関係団体、事業者及び地域住民と連携して、いぐさ・畳の振興を行なうよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第7条 生産者は、基本理念にのっとり、生産技術の向上に励むとともに、経営安定に努力を払い、安全で高品質な製品の生産に努めるものとする。

2 生産者は、産地の維持・存続のため一致協力し、生産振興・販売促進等の活動に努めるものとする。

3 生産者は、畳表の品質等に関する情報提供及び県、市町村、関係団体及び事業者が行う需要拡大等の取組に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、い業の生産振興及び需要拡大の対策を実施するための計画を相互に連携して策定するよう努めるものとする。

2 関係団体は、基本理念にのっとり、事業の実施や調査、種苗管理や品質検査、海外産との差別化に資する取組など、それぞれの担う役割を果たすとともに、相互に連携して生産振興及び需要拡大の対策を実施するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、良質な熊本県産畳表の安定的な生産及び円滑な販売に向けて、生産者

や関係団体との連携に努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村及び他の事業者と相互に連携しながら、県産いぐさ・畳の利用及び普及を促進する取組を通じて、地域の活性化に努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第10条 県民は、日本一のいぐさ産地の県民として誇りをもって、いぐさ・畳の歴史及び文化に関心を持ち、県産いぐさ・畳及びい製品の利用を通じて、郷土の産業への理解を深めるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。